

2023年6月26日  
富士通株式会社

## 第123回定時株主総会決議ご通知

本日開催の当社第123回定時株主総会において下記のとおり報告および決議されましたのでご通知いたします。

### 記

1. 株主総会開催日時 2023年6月26日（月曜日）午前10時
2. 報告事項 第123期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
上記内容を報告いたしました。

### 3. 決議事項の内容

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、時田 隆仁、古田 英範、磯部 武司、山本 正巳、向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、佐々江 賢一郎およびバイロンギルの9氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、取締役 向井 千秋、阿部 敦、古城 佳子、佐々江 賢一郎およびバイロンギルの5氏は社外取締役です。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、初川 浩司氏が監査役に選任され、就任いたしました。  
なお、監査役 初川 浩司氏は社外監査役です。

#### 第4号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式ユニットに係る報酬決定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、社外取締役の金銭報酬の上限額とは別に、勤務の継続を条件とした事後交付による株式報酬の制度（譲渡制限付株式ユニット。以下「本制度」という）に係る社外取締役の報酬額は年額1億円以内、割当ての当社株式の総数は年6千株以内となりました。  
なお、本制度の具体的な内容については別紙のとおりです。

以 上

---

## 役員人事について

本総会終結後に開催されました臨時取締役会および定例監査役会において、代表取締役その他の役付取締役、取締役会議長および常勤監査役の選定が行われ、役員体制は以下のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

代表取締役社長 時 田 隆 仁

代表取締役副社長 古 田 英 範

取締役執行役員 磯 部 武 司

取締役シニアアドバイザー 山 本 正 巳

取締役 向 井 千 秋

取締役会議長 阿 部 敦

取締役 古 城 佳 子

取締役 佐々江 賢一郎

取締役 バイロン ギル

常勤監査役 広 瀬 陽 一

常勤監査役 山 室 惠

監査役 初 川 浩 司

監査役 幕 田 英 雄

監査役 キャサリン オコーネル

---

本制度に係る具体的な内容について

(1) 制度の概要

当社は、社外取締役（以下「対象者」という。）に対して各事業年度毎に付与する株式ユニット数および継続勤務期間（3年間）を定めます。そして、継続勤務期間の終了をもって、継続勤務期間中に継続して社外取締役の地位にあったことその他取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、対象者に、上記株式ユニット数に応じて、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担相当の金銭の支給および当社株式の割当てを行うものとします。このとき、対象者には、上記株式ユニット数と同数の当社株式数の時価相当額を、金銭報酬債権および金銭で支給し、各対象者は、前者の金銭報酬債権の全部を当社に対して現物出資して、当社株式の割当てを受けます。なお、上記株式ユニット数に占める金銭で支給する部分の割合は、対象者の納税資金負担を考慮して、取締役会で定めるものとします。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額ならびに割当株式数の上限

対象者に支給する本制度に係る金銭報酬債権および金銭の合計額の上限は、年額1億円以内とし、割当てする当社株式の総数は年6千株以内とします。

(3) 本制度に基づき割当てする当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

当社は、対象者の職責等に鑑みて、対象者に付与する株式ユニット数を取締役会にて決定します。継続勤務期間の終了後、各対象者に付与した株式ユニット数を、1単位につき1株に相当するものとし、本制度に係る報酬の支給に伴い対象者に生じる納税資金負担を考慮して取締役会で定める割合に基づき、各対象者に支給する金銭の額および交付する当社株式の数を決定します。

(4) 1株当たりの払込金額

本制度における対象者に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近営業日の終値）等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

(5) 金銭報酬債権および金銭の支給ならびに当社株式の割当てに関する条件

継続勤務期間が終了し、継続勤務期間中に対象者が継続して社外取締役の地位にあったことその他取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、各対象者に対して金銭報酬債権および金銭を支給し、そのうち金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、各対象者に当社株式を割当てます。

ただし、対象者が、取締役会が正当と認める理由により、継続勤務期間が満了する前に当社の社外取締役を退任した場合は、当社取締役会は、支給される金銭報酬債権および金銭の額、割当株式の数ならびにこれらの支給および割当ての時期を、必要に応じて合理的に調整します。

(6) その他

組織再編時等における本制度の取扱い、割当株式数に関する株式分割もしくは株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めます。

以 上